

高知県漁業経営改善計画事務処理要領

第1 総 則

この要領は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「法」という。）に基づく漁業経営改善計画（以下「改善計画」という。）について、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和51年政令第132号。以下「施行令」という。）並びに漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和51年農林省令第24号）に定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 漁業経営改善制度

1 制度の趣旨

漁業経営改善制度は、計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む漁業者、それらの漁業者を構成員とする漁業協同組合（以下「漁協」という。）等（以下「漁業者等」という。）が漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化又はその他の措置を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図るために作成する改善計画に対して県が適当である旨の認定を行い、その認定を受けた漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫等による金融上の支援措置、漁業権の移転制限に関する特例措置及び税制上の特例措置等を講じ、もって効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ろうとするものである。

2 対象漁業者

本制度の対象とする漁業者は、その漁業経営の改善に当たって、漁業に関する法令を遵守するとともに、次に掲げる自主的な資源管理又は漁場改善に取り組む者、漁獲量の大部分が漁業法（昭和24年法律第267号）第8条第3項に規定する漁獲割当てにより管理されている者及び同法第60条第2項に規定する区画漁業権に基づかずに養殖業を営む者とする。

(1) 漁業法第124条第1項の認定を受けた同項の協定に基づく資源管理

(2) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づき漁協等が作成する漁場改善計画の確実な実施

3 漁業経営の改善の措置

本制度により漁業経営の改善を進めようとする漁業者等には、次に掲げる漁業経営の改善の措置の類型に応じ、次に例示するような具体的な取組の実施が求められる。

(1) 漁船その他の施設の整備 老朽化した漁船の代船の導入、高性能冷蔵庫の導入、水産加工施設の設置等

(2) 生産方式の合理化 低燃費機関を装備した漁船等省エネルギーの目的に沿った漁船の導入、自動給餌機等の機械の導入、研修の受講を通じた効率的な作業方法の導入等

(3) 経営管理の合理化 過剰な設備の処分、内部留保の蓄積等による財務内容の改善、個人経営体からの法人化及び協業化等

(4) その他の措置 加工又は流通分野への進出、異業種との連携、業種の転換、販売先の開拓、団体と共同して行う加工品の開発等

第3 漁業経営の改善の実施方法

漁業経営の改善の実施に当たっては、漁業者等は、経営の現状を客観的に把握するとともに、実施しようとする措置の費用対効果について十分な検証を行う必要がある。また、経営改善を着実に進めていくためには、目標値とこれに対する達成度を常に把握し、その結果を踏まえて対応策を検討することが重要である。

このため、本制度においては、定量的な目標の下で、経営の相当程度の向上のための取組を実施することとする。その際、個々の漁業者等が実現しようとする具体的な経営の向上の目標については、次の1から3までに掲げる改善計画の3類型に応じ、それぞれに定める指標を用いることとする。なお、複数の漁業者等が共同して漁業経営の改善に取り組む場合の改善計画の申請については、全体としての指標と参加者個々の指標のいずれも用いることができることとする。

1 一般型

(1) 対象者 漁業経営の改善を進めようとする者

(2) 計画期間 5年

(3) 指標 計画期間における減価償却前利益（営業利益及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、付加生産額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、従業員1人当たりの減価償却前利益又は従業員1人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が、基準値以上であること。

なお、これらの指標を初めて用いる場合の基準値は15パーセント（漁業者等が、新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓又は組織再編若しくは他の事業者との連携強化に取り組む場合（具体的な取組等については、表1に示す。）においては5%）とし、直近の改善計画の最終年度において指標の伸び率が基準値を上回った者又は最終年度において指標の伸び率が資源量の変動等のやむを得ない事由で基準値を下回った者のうち、直近の改善計画の3年目以降の年度において指標の伸び率が基準値を上回る年度があった者が、直近の改善計画の終了後2年以内に次期改善計画の認定の申請を行う場合には、当該基準値から5パーセント削減した値を新たな基準値とすることができることとする。ただし、新たな基準値は5パーセントを下回ることはいできない。

表1

基準値を5%以上とする取組	具体的な取組	考え方（具体例等）
新規事業の実施	海業等への新規取組	自らの生産物を加工・販売する施設や同生産物を提供する飲食店・宿泊施設の整備・運営等の取組等。
	他の漁業種類への着手・転換	特定魚種の不漁等の状況を踏まえた形での漁獲対象種・漁法の複数化に対応する漁船の導入、養殖業への新規着業等の取組等。

新たな技術・手法の導入	スマート水産技術の導入	生産活動の省力化、効率化、生産物の付加価値向上等に資する海洋環境情報や漁獲情報の収集・共有等のための機器・システムの導入の取組等。
	生産履歴等の電子化	養殖業における給餌や投薬の日時、種類、量等の生産履歴等に係る情報を電子的に記録・管理する取組等。
新たな資源管理の実施	漁業法に基づく特定水産資源の拡大への対応	<p>漁業法に基づく漁獲可能量による管理の対象となる資源（特定水産資源）とすることが検討・議論されている資源を一定程度以上漁獲している漁業者において、当該資源が特定水産資源となることを前提に、かかる検討・議論（当該資源に係る評価結果を含む。）を十分踏まえた改善計画の策定。</p> <p>更に、当該資源が特定水産資源となった場合には、配分される大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものとするための資源管理協定の見直し・変更等の実施。</p>
	漁業法に基づく漁獲割当てによる管理の導入への対応	<p>漁業法に基づく漁獲割当てによる管理が導入されている又は導入することが検討・議論されている資源を漁獲している漁業者において、当該管理の運用状況又はかかる検討・議論を十分踏まえた改善計画の策定。</p> <p>更に、状況に応じて年次漁獲割当量の移転を行う等、制度の円滑な運用に資する対応。</p>
環境に配慮した事業活動の実施	人工種苗や配合飼料への転換	関係する技術開発等の状況に応じ、環境負荷が少なく給餌効率の良い配合飼料、魚粉割合の低い配合飼料、養殖用人工種苗の使用割合を増やす取組等。
	水産エコラベル認証の取得	水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベル認証（MSC 認証、ASC 認証、MEL 認証など世界水産持続可能性イニシアチブ（GSSI）の認証を受けたもの）を取得する取組。
	海洋ごみの持ち帰り処分	操業中に回収した海洋ごみの持ち帰り及びその適正な処分を行う取組。
新たな販売手法の導入・販路の開拓	輸出	輸出対象魚種や輸出先国の拡大、輸出対象生産物の付加価値向上等により、輸出数量や輸出金額を増大させる取組等。
	インターネットに	インターネットを通じた生産物の直接販売により、販売収入の増大を図る取組等。

	よる直接 販売	
	販売先の 分散化	新たな販売先（輸出やインターネット販売を含む。）を開拓し、多様な販路を確保する取組等。
組織再編又は他の事業者との連携強化	合併/事業譲渡/ 分社化 / 事業承継	経営体制を見直し、合併・事業譲渡、分社化、事業承継等により経営の合理化・効率化を図る取組。
	他事業体との連携・作業の共同化	同業他者との作業の共同化や水産加工業者等関連産業に係る事業者との連携により生産プロセスの合理化・効率化や生産物の高付加価値化を図る取組。

2 地域連携型

- (1) 対象者 浜プラン等（浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プランをいう。以下同じ。）に基づく取組であって、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者。ただし、浜プラン等に基づく取組と認められるためには、改善計画の取組内容の全部又は一部が浜プラン等に記載されている具体的取組内容と一致していることを要するものとする。
- (2) 計画期間 3年以上5年以内
- (3) 指標 計画期間における減価償却前利益の伸び率が、浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上であること。ただし、計画期間は浜プラン等の実施期間を1年以上含んで設定することとし、計画期間を3年又は4年と設定する場合にあっても、目標値は5年で設定する場合と同じ値（浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上）を設定するものとする。

3 新規就業者型

- (1) 対象者 新たに漁業経営を開始した後3年未満の者であって、漁業に関する長期研修を1年以上受講した者又はこれと同等の漁労に関する知識及び技術を有すると漁協若しくは市町村が認める者（漁家子弟等）
- (2) 計画期間 5年
- (3) 指標 計画期間終了時における減価償却前利益が、構成員となっている漁協における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル（2分の1以上を推奨）を使用した平均値以上であること。ただし、合併した漁協にあつては、所属支所等における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル（2分の1以上を推奨）を使用した平均値以上とすることができる。

第4 改善計画の作成・申請

1 改善計画の作成

- (1) 漁業経営の改善を図ろうとする漁業者等は、次に掲げる単独又は共同で行おうとする改善計画認定申請書（様式第1号）を作成し、知事に提出することができる。

- ア 遠洋底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業以外の業種に係る漁業を主として営む漁業者であって、住所地が県内にある者が単独で作成した改善計画
- イ 特定漁協等（上記アの漁業者を主たる構成員とする漁協等であって、その定款に地区が定められているもののうちその地区が県域を超えないもの及びその行う事業が県域内に限られるものをいう。）が単独で作成した改善計画
- ウ 漁業者又は漁協等が共同で作成した改善計画であって、その代表者が上記アの漁業者又は上記イの特定漁協等からなり、かつ、当該漁業者の住所地又は当該特定漁協等に係る住所地が本県であるもの
- (2) 上記(1)の改善計画の作成主体となりうる漁協等とは、施行令第1条の規定に基づき、下記の団体とする。
- ア 漁協
- イ 漁業協同組合連合会
- ウ 一般社団法人
- (3) 漁業者又は漁協等が共同で改善計画を作成した場合にあっては、代表者を定めるものとし、その数は3人以内とする。
- (4) 個人である漁業者がその経営組織を変更して、その者又はその者の営む漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）を設立しようとする場合にあっては、上記(1)の改善計画には、当該法人が行う漁業経営の改善計画に関するものを含むものとする。
- なお、「主たる」とは、法人の組合員、社員又は株主のうち個人である漁業者自身又はその者の営む漁業に従事する者の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員のうちこれに該当する者の出資額又はその株主のうちこれに該当する者の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めている場合をいう。
- (5) 改善計画の記載事項は下記のとおりとし、別記記載上の留意事項に従って必要事項を記載するものとする。
- ア 漁業経営の改善の目標
- イ 漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標
- ウ 漁業経営の改善の内容及び実施時期
- エ 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- (6) 漁協等は、構成員である漁業者が改善計画を作成するに当たっては、適切な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

2 改善計画の申請

- (1) 改善計画の申請を行おうとする漁業者は、構成員となっている漁協等の意見書（第3の3に定める新規就業者型で申請を行おうとする場合は、意見書に代えて推薦書（参考を参照））を添え、かつ、当該漁協等を経由して、その申請を行うものとする。ただし、漁協等が単独で又は共同して改善計画を作成した場合及び(3)の場合にあっては、漁協等による意見書の添付等は要しない。
- (2) 申請者が複数の漁協等の構成員となっている場合にあっては、改善計画の主たる内容

である漁業種類、改善計画の作成指導を受ける際の利便性等を勘案し、所属する漁協等とも相談の上、いずれか1つの団体を選択するものとする。

- (3) 漁業者は、次に掲げる場合にあつては、直接、知事に申請書を提出するものとする。
- ア 改善計画の主たる内容が複数の漁業種類にわたり、かつ、関係する漁協等も複数にわたる場合であつて、いずれか1つの団体を選択することが困難な場合
 - イ 複数の漁業者が共同で改善計画を作成し、その代表者が構成員となっている漁協等が複数にわたる場合であつて、いずれか1つの団体を選択することが困難な場合
 - ウ 漁業者が漁協等と共同で改善計画を作成した場合であつて、その代表者に漁協等が含まれているとき。
 - エ 漁業者が、知事に直接提出することを希望する場合

第5 改善計画の認定等

1 改善計画の認定

- (1) 知事は、改善計画の提出を受けたときは、申請に係る漁業をめぐる経営環境の推移、申請者の資産及び負債の状況、申請者の経営実績及び直近1年間の漁業に関する法令（漁業法、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）、臘虎臘肭獸獵獲取締法（明治45年法律第21号）、持続的養殖生産確保法、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。以下同じ。）の遵守の状況等を総合的に勘案し、次の基準に適合しているか審査の上、適合すると認める場合には、認定通知書を申請者に交付するものとする。

なお、認定をする際には、認定漁業者の経営改善に向けた取組を促進する観点から、当該改善計画に記載された漁業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認められる場合には、認定を取り消すことがあり得る旨を周知するよう努めるものとする。

また、改善計画を認定しないこととしたときは、不認定通知書に理由を付して、申請者に交付するものとする。

- ア 第4の1の(5)アからウまでに掲げる事項が法第3条の規定により農林水産大臣が定める漁業経営の改善に関する指針（以下「改善指針」という。）に照らして適切なものであること。
 - イ 第4の1の(5)ウ及びエに掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 知事は、改善計画の認定の判断に当たっては、次の要件等を検討するものとする。
- ア 経営の向上の程度を示す指標（第4の1の(5)のイ）について、改善指針に照らして適切なものであること
 - (ア) 漁業者についての判断基準
 - 第3に定める指標に照らして適切なものであること。
 - (イ) 漁協等についての判断基準
 - 漁協等が漁業者と共同で改善計画を作成した場合にあつては、当該漁協等による改善計画の実施により、共同で改善計画を作成した漁業者について、(ア)の判断基準を満たすものであること。

また、漁協等が単独で又は他の漁協等と共同で改善計画を作成した場合にあっては、当該漁協等による改善計画の実施により、その構成員である漁業者のうち別途改善計画の認定を受けた者の当該改善計画の達成に資すると認められること。なお、漁協等が自ら営む漁業により改善計画を作成する場合には、一漁業者としての扱いとなり、(ア)の判断基準を用いることになるので留意すること。

なお、複数の漁業者又は漁協等が共同して改善計画を作成する場合にあっては、全体としての指標と参加者個々の指標のいずれも用いることができる。

イ 漁業経営の改善の内容（第4の1の(5)のウ）について、改善指針に照らして適切なものであること

(ア) 自らの経営環境、新規投資に当たっての費用対効果について十分に考慮しており、設備投資の過剰にはつながらないと認められること。

(イ) 漁業者が、その漁業経営の改善に当たって、漁業に関する法令を遵守するとともに、次に掲げる自主的な資源管理又は漁場改善に取り組む者、漁獲量の大部分が漁業法第8条第3項に規定する漁獲割当てにより管理されており、同法第124条第1項に基づく資源管理協定の認定を受けることが実態上困難であると認められる者又は同法第60条第2項に規定する区画漁業権に基づかない養殖業を営んでおり、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画に取り組むことができない者であること及び当該漁業者による取組が水産資源の持続的利用の確保に反するものではないと認められること。

a 漁業法第124条第1項の認定を受けた同項の協定に基づく資源管理

b 持続的養殖生産確保法に基づき漁協等が作成する漁場改善計画の確実な実施

(ウ) 浜プラン等に位置付けられた漁業種類に係る改善計画については、漁村地域全体の活性化を図る観点から、同じ漁業経営の改善に向けた地域の取組である浜プラン等と調和のとれたものであること。

ウ 漁業経営の改善の内容及び実施時期（第4の1の(5)のウ）並びに漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法（第4の1の(5)のエ）の各事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること

(ア) 漁業経営の改善の内容が具体的であり、かつ、減価償却前利益、付加生産額、従業員1人当たりの減価償却前利益又は従業員1人当たりの付加生産額の向上に確実につながると認められるものであること。

(イ) 資源状況に照らして過大な設備投資や、地域で定められた資源管理に関する取り決めに反するような取組等の水産資源の持続的利用の確保に反する取組ではないと認められること。

(ウ) 資金計画について実現が見込まれるものであり、改善計画に掲げる措置を行う上で適切かつ有効なものであること。

(3) 知事は、改善計画の認定を行おうとする場合には、第6に定める高知県漁業経営改善計画認定審査会の意見を聴くものとする。

特に、地域連携型の改善計画の認定に当たっては、具体的な取組内容が連動しているか等についても確認する必要があるため、浜プラン等の策定主体（地域水産業再生委員会等）の構成員である漁協等及び市町村の意見を聴くよう努めることとする。

2 改善計画の変更

- (1) 本要領第5の1の(1)の認定を受けた漁業者（当該認定に係る改善計画に従い設立された法人を含む。第5の3において同じ。）又は漁協等は、改善計画を変更しようとするときは、施行令第3条第1項の規定に基づき、改善計画変更認定申請書（様式第2号）を知事に提出し、認定を受けなければならない。
- (2) 知事は、改善計画変更認定申請を受けたときは、その内容を審査し、当該変更が第5の1の(1)の認定基準に適合すると認めるときは、変更認定通知書を申請者に交付するものとする。
また、認定しないこととしたときは、変更不認定通知書に理由を付して、申請者に交付するものとする。
- (3) 様式第1号の別紙3に記載した実施時期の同一年度内における変更等、認定を受けた改善計画の趣旨を変えない範囲内での軽微な変更は、変更の認定を要しない。
- (4) 知事は、改善計画の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等（以下「経営改善漁業者」という。）から、当該改善計画の変更としてではなく、新規の改善計画の申請があり、これを適当として認定した場合において、当該取組中の改善計画の内容が当該新規の改善計画においても引き続き取り組まれていると認められる場合には、これを取り消すことを要しない。

3 改善計画の認定取消

- (1) 知事は、改善計画の遂行に著しい支障が生じており改善計画に基づく漁業経営の改善のための措置（漁業に関する法令の遵守、自主的な資源管理又は漁場改善の取組など改善指針に照らして適切にとるべき措置を含む。）が実施されていないなど、経営改善漁業者が改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行っていないと認めるときは認定を取り消すことができる。
なお、漁業に関する法令に違反して改善計画の認定を取り消された場合、当初予定していた改善計画期間中は新たな改善計画の認定を受けることができないものとする。
- (2) 知事は、改善計画の認定を取り消すときは、経営改善漁業者に対して、あらかじめ改善計画の認定取消しに関する聴聞通知書により、処分理由を通知して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行うものとする。
- (3) 経営改善漁業者が相応の努力をした場合でも、資源量の変動等のやむを得ない事由により指標が達成できない場合もあることから、知事は、認定した指標が計画どおりに達成されていない場合であっても、当該指標を達成できなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、改善計画の認定の取消しは行わないものとする。
- (4) 当該聴聞の結果は、経営改善漁業者に対して、
 - ① 当該改善計画の認定を取り消す処分を行ったときは、遅滞なく改善計画承認取消通知書により、
 - ② 当該改善計画の承認を取り消す処分を行わなかったときは、改善計画の承認取消しに関する聴聞の結果の通知書により、それぞれ、通知する。
- (5) 経営改善漁業者は、漁業経営改善支援資金（経営改善）及び漁業経営改善促進資金の融資対象者としての資格を失った場合は、新たな貸付けを受けることができなくなるとともに、既に貸付けを受けているこれらの資金に対する利子助成や利子補給等の支援措

置は終了し、既に貸付けを受けている資金の取り扱いについては、それぞれの資金の貸付契約に従うものとする。

- (6) 知事は、認定の取消に当たっては十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、第三者機関の意見も聴取するよう努めるものとする。

なお、認定の取消は、行政手続法の不利益処分に該当し、同法第3章の規定の適用を受けることに留意するものとする。

- (7) 経営改善漁業者が漁業に関する法令に違反した場合の経営改善漁業者を対象とした支援措置の取扱いについては、当該支援措置の規定に従うものとする。

第6 高知県漁業経営改善計画認定審査会

- 1 漁業経営改善制度を適正かつ円滑に推進するため高知県漁業経営改善計画認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 2 審査会は、委員6人をもって構成する。
- 3 審査会はその都度招集するものとし、原則として全構成員の出席を得て開くものとする。ただし、やむを得ない事情により出席することができないときは、この限りでない。

第7 指導・助言等

- 1 漁業経営改善制度の適切かつ円滑な実施を確保するため、県、漁協、市町村、漁業協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、漁業調整委員会、資源管理協議会等の関係機関は連携を緊密にするものとする。
- 2 県は、漁業者及び漁協等に対して、改善計画の趣旨を周知し、また、漁業者又は漁協等からの相談に対し、適切な指導・助言を行うよう努めるものとする。

第8 実施状況の報告等

- 1 経営改善漁業者は、認定を受けてから2度目の事業年度終了日及び計画の最終事業年度終了日から起算して3月以内に、改善計画の実施状況に関する報告（様式第3号）を知事に提出するものとする。

上記の報告の際、自主的な資源管理又は漁場改善の取組の履行確認に必要な書面等（資源管理協議会若しくは漁協が発行する履行確認証明書又は知事が適当と認めるもの）を添えるものとする。

また、上記の報告のほか、経営改善漁業者は、以下の①から③までのいずれかに該当することとなった場合には、様式第4号により、その旨を知事に処分が確定した日から30日以内に報告するものとする。

なお、処分が確定した日から30日以内に様式第4号による報告が提出されなかった場合、知事は改善計画の認定を取り消すことができるものとする。

- ① 漁業に関する法令の違反により、司法処分又は行政処分を受けた場合
 - ② 資源管理協議会により、資源管理協定の履行が確認されなかった場合
 - ③ 実施している漁場改善計画に関し、持続的養殖生産確保法第5条第2項に基づく認定漁場改善計画の取消しを受けた場合
- 2 知事は、上記1の報告（様式第4号によるものを除く。）の提出を受けたときには、必

要に応じて関係機関や外部専門家の知見も活用しつつ、経営改善漁業者に対し、経営改善の実施方法や、場合によっては改善計画の変更について、助言・指導を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 14 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 7 月 28 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 29 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 12 日から施行する。

なお、この要領の施行前に認定の申請のあった改善計画（以下「旧改善計画」という。）については、従前の例による。ただし、旧改善計画について指標を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が、次期改善計画の認定の申請を行う場合の一般型の改善計画に係る基準値については、旧改善計画を第 3 の 1 に規定する一般型の改善計画とみなして、第 3 の 1 の (3) の規定を適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 16 日から施行する。

漁業経営改善計画の認定取消し基準

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和 51 年政令第 132 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき知事が行う改善計画（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）第 4 条第 1 項に規定する改善計画をいう。以下同じ。）の取消しに係る処分基準については、高知県漁業経営改善計画事務処理要領（以下、「要領」という。）に定めるもののほか、次のとおりとする。

改善計画に基づく漁業経営の改善のための措置のうち、漁業に関する法令の違反等の取扱いについて

改善計画の認定後の、改善計画の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等（以下「経営改善漁業者」という。）が営む漁業における、当該計画期間中の漁業に関する法令（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）、臘虎臘肺獸獵獲取締法（明治 45 年法律第 21 号）、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号。以下「持続法」という。）、内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。以下同じ。）の違反及び自主的な資源管理又は漁場改善の取組の不履行（以下「漁業に関する法令の違反等」という。）それぞれについて、次の各号により点数を付し、当該計画期間中の漁業に関する法令の違反等に係る点数の合計が 3 点以上となった場合は、改善計画の認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 経営改善漁業者が漁業に関する法令の違反により、拘禁刑以上の刑又は 100 万円超の罰金刑に処せられた（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して漁業に関する法令に違反する行為により拘禁刑以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。）ことが判明した場合は、3 点を付す。
- (2) (1) に該当する場合を除き、経営改善漁業者が漁業に関する法令の違反により、刑に処せられたこと又は行政庁から処分（漁業法第 28 条に基づく処分を除く。）を受けたことが判明した場合は、その処分及び違反の内容に応じて 2 点又は 1 点を付す。
- (3) 経営改善漁業者が参加している資源管理協定（漁業法第 124 条第 1 項に規定する協定をいう。）又は実施している認定漁場改善計画（持続法第 5 条第 2 項に規定する認定漁場改善計画をいう。）の不履行が判明した場合は、その年度ごとに 1 点を付す。

別記

記 載 上 の 留 意 事 項

申請者は、様式第1号の記載要領によるほか、以下の記載上の留意事項に従って、改善計画の必要事項を記載すること。

1 別紙1及び別紙2について

- (1) 別紙1の「営む漁業の概要」の欄については、申請者の営む漁業種類、対象とする魚種、漁業種類ごとの漁船総トン数（兼業の場合その旨記載）等を記載する。なお、共同で改善計画を作成する場合は、個別経営体ごとに記載した書面を添付すること。
- (2) 別紙2の「構成員の営む漁業の概要」の欄については、業種の名称及び漁業の概要を記載すること。漁業の概要については、①構成員の経営の現状、②経営体数、③従業員数、④漁獲量及び漁獲金額、⑤資源の状況、⑥資源利用の適正化への取組状況、⑦国際規制等、⑧労働力事情（労働環境等の状況を含む）、⑨魚価及び取引・流通形態、⑩経営体の規模別分布、⑪他業種漁船導入状況、⑫漁船の兼業化状況、⑬その他についてできるだけ記載した書面を添付すること。
- (3) 別紙1又は別紙2の「漁業経営の改善の目標」の欄については、計数を盛り込むなどの工夫をして具体的に記載すること。
- (4) 別紙2の「構成員の漁業経営の改善を推進する必要性」の欄については、①漁協等がその構成員のために漁業経営の改善を推進するための措置を実施する必要性、②漁協等が事業実施主体となって施設整備等を行う必要性等について記載すること。
- (5) 漁協等が漁業者と共同で改善計画を作成する場合は、別紙2の「構成員の漁業経営の改善に与える効果」の欄に、漁協等が改善計画を実施することによる漁業者の経営向上への効果の見通しを記載するとともに、「経営の向上の程度を示す指標」の欄に共同で改善計画を作成する漁業者についての数値を記載すること。
- (6) 漁協等が単独で改善計画を作成する場合は、別紙2の「構成員の漁業経営の改善に与える効果」の欄に、漁協等が改善計画を実施することによる構成員の漁業経営の向上への効果の見通しを記載し、「経営の向上の程度を示す指標」の欄には記載しないこと。
- (7) 別紙1又は2の「経営の向上の程度を示す指標」の「現状」の欄については、別紙4の「直近期末」の欄の数値を記載すること。

ただし、用いようとする指標について年による変動が著しく大きいと認められる漁業者にあつては、県とも相談の上、用いようとする指標の過去5カ年の実績から、最大の年と最小の年の実績を除いた3カ年（採用した年を欄外に記載すること。）の平均値を算出して、「現状」の値として用いることができる。この場合、別紙4の「2年前」の欄の左側に「4年前」及び「3年前」の欄を設け、それぞれの年の実績を記載するとともに、「直近期末」の欄の右側に「現状」の欄を設け、用いようとする3カ年の平均値を記載するものとする。その他、経営循環上売上が定まらない年がある場合はこれを除外して現状値を算出する等、現状が適切に把握し得るものを採用すること。

また、経営体の決算確定前において、当該決算期の期末を現状として改善計画を作成することが、過去の数値及び当該決算にかかる事業年度の現状等から合理的であると認めら

れる場合には、過去の数値及び当該事業年度の現状等から決算見込値を算定しこれを「現状」の値として用いることができる。この場合、別紙4の「2年前」の欄の左側に推定に利用した年度の欄を設け、それぞれの年の実績を記載するとともに、「直近期末」の欄の右側に「現状」の欄を設け、見込値を記載するとともに、その妥当性を示す資料を提出するものとする。

(8) 別紙1又は2の「伸び率」については、小数点以下1桁を四捨五入して差し支えない。

2 別紙3について

別紙3の記載方法は次のとおりとする。なお、自己評価は、経営改善漁業者が自ら改善計画の進捗状況、効果を定期的に点検するために行うものである。

- ① 「番号」の欄については、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2のように実施項目を関連づけて記載すること。
- ② 「実施項目」の欄については、具体的な実施内容を記載すること。
- ③ 「実施時期」の欄については、実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること。この場合、1-1は初年の最初の四半期を開始することを、3-4は3年目の第4四半期を開始することを意味する。
- ④ 「自己評価基準」の欄については、できる限り定量化した基準を設定することとするが、取締役会や監査役会の評価など定性的な基準でも可とする。
- ⑤ 「自己評価頻度」の欄については、改善計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を毎月、隔月、四半期、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。

3 別紙4について

(1) 別紙4の記載に当たっては、直近3カ年の決算書をもとに記入すること。なお、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。

(2) 「付加生産額」の算出に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 漁業を含めた経営体全体の数値を用いること。（ただし、漁協等が自ら漁業を営む場合であって、当該漁業に関する会計を区分して経理している場合には、これによる数値を用いることもできるので、この場合には、別紙4においてもこれを記載すること）
- ② 人件費は、以下の全項目を含む総額とすること。
 - ア 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含む）
 - イ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、退職金、退職給与引当金繰入
 - ウ 短時間労働者の給与を外注費等で処理した場合の当該費用（派遣労働者を除く）
- ③ 減価償却費は、以下の全項目を含む総額とすること。
 - ア 減価償却費（繰延資産の償却額を含む）
 - イ リース、レンタル費用（損金算入されるもの）

(3) 「従業員1人当たりの付加生産額」の算出に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 短時間労働者については、1日に4時間勤務をする者を0.5人と計算するなど勤務時間によって従業員数を調整すること。
- ② 「付加生産額」の算出に当たっての人件費の取扱いと整合性を図るため、派遣労働者は

従業員数に含めないものとする。

- (4) 「減価償却前利益」及び「従業員1人当たりの減価償却前利益」の算出に当たっては、上記(2)及び(3)の留意事項に準じて行うこと。
- (5) 以下の科目の関係は次のとおりとすること。
 - ⑥ 営業外損益＝損益計算書の営業外収益－損益計算書の営業外費用
 - ⑬ 設備投資額の合計と、別紙8の設備投資額の合計は一致する

4 別紙5について

過去3カ年の貸借対照表をもとに記載すること。漁業権を貸借対照表に計上している場合は、無形固定資産に含めること。

なお、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。

また、改善計画が漁船への設備投資等を主たる内容とせず、金融上の支援措置（改善計画の認定を要件とするものに限る。）を予定していない計画の場合であって、申請者が税務等会計処理において簡易帳簿（複式簿記でない帳簿）での処理を常としている場合には、別紙5に代えて、当該改善計画の妥当性を県において総合的に判断し得る資料等によることもできるので、事前に県に相談すること。

5 別紙6について

別紙6の記載に当たっては、直近3カ年の決算書をもとに記載すること。なお、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。

6 別紙7について

- (1) 株式会社日本政策金融公庫、民間金融機関の別に借入を希望する金額を資金ごと・年ごとに記入すること。

また、民間金融機関から借入を希望する場合については、借入予定金融機関名を記載すること。

- (2) 借入を希望する資金については、漁業経営改善支援資金（経営改善）、漁業近代化資金、漁業経営改善促進資金等の経営改善に必要な資金を記載し、法第8条に基づく漁業経営維持安定資金等のいわゆる負債整理資金等については記載しないこと。
- (3) 借入期間1年以内の運転資金については、年度内の借入残高の最高額（極度貸付による場合は極度額）を記載すること。

なお、漁業経営改善促進資金の利用は、中小漁業融資保証法第2条第1項の中小漁業者等に限られるので注意すること（同法第4条第1項第3号）。

7 その他

- (1) 改善計画の計画期間

改善計画の計画期間は、原則として第3に定める期間とする。なお、これらの期間により難しい特段の理由がある場合には、事前に県と相談の上、知事がやむを得ないと判断した場合には、必要最小限の範囲で調整することができる。

- (2) 申請書の提出部数及び添付資料

- ① 改善計画の認定申請に当たっては、様式第1号で定める認定申請書の正本1通を提出すること。
- ② 漁協等が単独で又は共同で改善計画を作成する場合にあつては、当該漁協等に係る直近3期分の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
なお、1の(7)において現状値を推定するため、これら以外の事業年度の決算を利用することとなった場合には、当該決算期の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書も添えること。

(参考)

新規就業者型対象者推薦書 (例)

1. 漁業者名 : (船名 : 、漁業種類 :)
2. 漁業経営開始年月 : 年 月 (開始後 年 か月)
3. 漁業経験 : ① 漁業 年 か月、② 漁業 年 か月 (期間重複可)
4. 研修実績 : ①研修名 : (年 月～ 年 月)
②研修名 : (年 月～ 年 月)

1の漁業者については、漁業経営開始後3年未満であるが、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められる。

なお、当漁業協同組合における同一の漁業種類を営む者(人中 人)の減価償却前利益の平均値は、 万円(年度)である。

(意見等)

年 月 日

漁業協同組合
代表理事組合長

- (注1) なお書きの平均値の算定に当たっては、原則直近の数値を使用すること。
- (注2) 本書を作成した漁業協同組合は、なお書きの平均値の計算根拠を改善計画終了時まで保管し、県から提示を求められたときは提示すること。
- (注3) 市町村が推薦を行う場合は漁業協同組合の例に準じて記載すること。